平成２３年（フ）第７５号
北海道砂川市吉野三条南３丁目２番４―33号
債務者　轟　万里子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
北海道滝川市滝の川町西５丁目949番地15
債務者　清水由美子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第７地割46番地３、前住所岩手県宮古市松山第８地割19番地１　松山荘
債務者　福士　真弓
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第５３２号
神奈川県厚木市上荻野6263番地
債務者　森屋千恵子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５３３号
神奈川県平塚市南金目1293番地の１　サンパレス平塚Ｂ201号
債務者　小野　裕子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５４２号
神奈川県伊勢原市板戸276番地の２　竹内ハイツ201号
債務者　小長井正男
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５５０号
神奈川県厚木市三田3651番地　パレス小沢Ⅲ105
債務者　今泉　英之
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１２５号
新潟県新発田市新富町１丁目５番14号
債務者　齋藤　俊男
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１２６号
新潟県新発田市本田戊1865番地
債務者　渡邊　孝美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１３１号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮野2467番地
債務者　金子有希子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３７０号
愛知県一宮市佐千原字南切野６番地１　レジデンス野村206号
債務者　貞末ひろみ
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３１号
兵庫県小野市上本町81番地の１
債務者　笹野　博之
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第４７号
兵庫県加東市社1718番地１　ドミトリー木田パートⅠ―112号
債務者　山下　由紀
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第５０号
兵庫県西脇市高嶋町278番地
債務者　清瀬　英通
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第６７号
兵庫県小野市中町１番地の８　グランドヒルＢ―206
債務者　髙橋　淳治
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第６９号
兵庫県西脇市野村町1230番地の１　グレースヒルズシマダ501号
債務者　神前　紀夫
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２３２号
香川県高松市木太町503番地６
債務者　岡本　光宏
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４８８号
神戸市垂水区中道５丁目１番30号　山田グリーンハイツ201号、申立時の住所高知県南国市大埔乙3330番地２
債務者　原　　篤
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
高知地方裁判所破産係